

重要

平成24年9月吉日



会員各位

アライオートオークショングループ

荒井商事株式会社

規約変更のご案内

拝啓 新涼の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではありますが、標題通り、弊社規約を平成24年10月1日より、下記のとおり改定させていただきます。尚、アライオートオークション仙台がアライオートオークション仙台株式会社となりますが、銀行口座名および口座番号の変更はございますが、会員様のご参加は従来と変わりませんので、ご安心の程、お願い致します。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成24年10月1日

内容

1. 第一章 総則 第1条(目的)の変更

《現在》

第1条(目的)

当規約は、荒井商事株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションが公正に運営されることによって、第二章に定める会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします。



《変更後》

第1条(目的)

当規約は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションが公正に運営されることによって、第二章に定める会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします。

2. 第一章 総則 第2条(名称)の変更

《現在》

第2条(名称)

荒井商事株式会社が主催するオートオークションをアライオートオークションと称し、略称アライAAとします(以下アライAAと称する)。



《変更後》

第2条(名称)

荒井商事株式会社が主催するオートオークションをアライオートオークションと称し、略称アライAAとします(以下アライAAと称する)。また、アライAAを運営する主体としての荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社をアライAAという場合もあります。

3. 第一章 総則 第3条(管理・運営)の変更

《現在》

第3条(管理・運営)

前項のアライAAが開催するすべてのオークションは、荒井商事株式会社において管理・運営するものとします。また、アライAAが作成する車両情報等の登録データの知的所有権ならびに使用権は、アライAAに専属的に帰属するものとし、会員および第三者がアライAAの許可なくこれを転載するなど、再利用することを禁ずることとします。



《変更後》

第3条(管理・運営)

前項のアライAAが開催するすべてのオークションは、アライAAにおいて管理・運営するものとします。また、アライAAが作成する車両情報等の登録データの知的所有権ならびに使用権は、アライAAに専属的に帰属するものとし、会員および第三者がアライAAの許可なくこれを転載するなど、再利用することを禁ずることとします。

4. 第一章 総則 第6条(所在地)の変更

《現在》

第6条(所在地)

アライAAの各会場の所在地はアライAA小山会場を栃木県小山市粟宮548に、アライAAベイサイド会場を神奈川県川崎市川崎区東扇島90に、アライAA福岡会場を福岡県古賀市青柳132-16に、アライAA仙台会場を宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰135-1に置きます。



《変更後》

第6条(所在地等)

- 1 アライAAの各会場の所在地は、アライAA小山会場を栃木県小山市粟宮548に、アライAAベイサイド会場を神奈川県川崎市川崎区東扇島90に、アライAA福岡会場を福岡県古賀市青柳132-16に、アライAA仙台会場を宮城県黒川郡大和町宮床字森の腰135-1に置きます。
- 2 アライAAのうち、アライAA小山会場、アライAAベイサイド会場及びアライAA福岡会場は荒井商事株式会社が管理・運営し、アライAA仙台会場は、アライオートオークション仙台株式会社が管理・運営します。

5. 第二章 会員 第8条(会員登録)の変更

《現在》

第8条(会員登録)

前条の会員資格を有する者が、以下の手続きを行い登録するものとします。但し、アライAAが、他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員についてアライAAのオークションに参加することを認めた場合は、以下の条件の適用を受けないこととします。尚、当該他社の会員についても、アライAAの会員として本規約に従うものとします。

また、アライAAの判断により、登録条件・手続きが異なる場合があります。

1 会員登録に関しましては、以下の書類の提出を行うものとします。

- (1) 会社法人の場合は、
 - A. 入会申込書
 - B. 会員契約書
 - C. 古物商許可証の写し
 - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真：代表者以外は身分証明書
 - E. 展示場等の写真
 - F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明
 - G. 代表者個人の印鑑証明
- (2) 個人事業主の場合は、
 - A. 入会申込書
 - B. 会員契約書
 - C. 古物商許可証の写し
 - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真：代表者以外は身分証明書
 - E. 展示場等の写真
 - F. 会社所在地(展示場等)の不動産登記簿謄本(借地の場合は賃貸借契約書コピー)
 - G. 代表者個人の住民票、印鑑証明

2 会員登録に関しましては、下記に従い連帯保証人をつけていただきます。

- (1) 会社法人の場合は、
 - A. 上場企業の場合
保証人・保証金を不要とします。

- B. 未上場で資本金が3,000万円以上の場合
代表者が不動産を所有している場合は、代表者のみが保証人となります。
但し、代表者が不動産を所有していない場合は、もう1名、他の保証人の選任を要します。
- C. 未上場で資本金が3,000万円未満の場合
代表者が保証人となり、代表者以外に1名の保証人を要します。

- (2) 個人事業主の場合は、
代表者以外の保証人2名以上をつけていただきます。
- 3 保証金を預託していただきます。
- 4 入会金をお支払いいただきます。
- 5 登録証(ポストカード・IDカード)の交付を受けていただきます。



《変更後》

第8条(会員登録)

前条の会員資格を有する者が、以下の手続きを行い登録するものとします。但し、アライAAが、他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員についてアライAAのオークションに参加することを認めた場合は、以下の条件の適用を受けないこととします。尚、当該他社の会員についても、アライAAの会員として本規約に従うものとします。

また、アライAAの判断により、登録条件・手続きが異なる場合があります。

1 会員登録に関しましては、以下の書類の提出を行うものとします。

- (1) 会社法人の場合は、
 - A. 入会申込書
 - B. 連帯保証書
 - C. 古物商許可証の写し
 - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書
 - E. 展示場等の写真
 - F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明
 - G. 代表者個人の印鑑証明
- (2) 個人事業主の場合は、
 - A. 入会申込書
 - B. 連帯保証書
 - C. 古物商許可証の写し
 - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書
 - E. 展示場等の写真
 - F. 会社所在地(展示場等)の不動産登記簿謄本(借地の場合は賃貸借契約書コピー)
 - G. 代表者個人の住民票、印鑑証明

2 会員登録に関しましては、下記に従い連帯保証人をつけていただきます。

- (1) 会社法人の場合は、
 - A. 上場企業の場合
保証人・保証金を不要とします。
 - B. 未上場で資本金が3,000万円以上の場合
代表者が不動産を所有している場合は、代表者のみが保証人となります。
但し、代表者が不動産を所有していない場合は、もう1名、他の保証人の選任を要します。
 - C. 未上場で資本金が3,000万円未満の場合
代表者が保証人となり、代表者以外に1名の保証人を要します。
- (2) 個人事業主の場合は、
代表者以外の保証人2名以上をつけていただきます。
- 3 保証金を預託していただきます。
- 4 入会金をお支払いいただきます。
- 5 登録証(ポストカード・IDカード)の交付を受けていただきます。

6. 第九章 車両代金等の決済 第40条(所有権の留保)の変更

《現在》

第40条(所有権の留保)

- 1 落札者が落札車両代金をアライAAに支払う前に、アライAAが出品者に対して成約車両代金を支払った場合は支払い時に落札車両の所有権はアライAAに移転し、落札者が落札車両代金を支払った時に落札車両の所有権は落札者に移転するものとします。
- 2 落札代金の支払遅延等で落札車両の所有権がアライAAに留保されている車両については、アライAAは落札者の承諾なしに当該車両を引き上げることができるものとします。



《変更後》

第40条(落札車両等の取扱)

- 1 落札車両の所有権は、本条2項の場合を除き、落札者が落札代金及び手数料等をアライAAに払い込んだ時、出品者から落札者に移転します。
- 2 アライAAが出品者に落札車両代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札車両代金及び手数料等を払い込まなかった時は、アライAAは、出品者に通知して、落札車両の所有権をアライAAに移転させることができます。この場合、落札者は、アライAAが本条4項に基づいて落札車両を他に処分するまでは、落札車両代金、手数料等、第43条に定める遅延損害金、ペナルティ等をアライAAに払い込んで、落札車両の所有権をアライAAから取得することができます。
- 3 本条2項によって落札車両の所有権がアライAAに移転した場合でも、本条4項による処分がなされるまでの間に落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は落札者が負担するものとします。
- 4 アライAAは、次の各号のいずれかの場合、落札者に事前に通知することなく、本条2項によってアライAAに所有権を移転させた落札車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって落札車両代金立替金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。
 - (1) 落札者が、落札車両代金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等の払い込みを遅延したとき。
 - (2) 落札者について、第21条及び第22条に規定する事由のいずれかが生じたとき。
- 5 アライAAに出品されて流札した車両及び落札された車両のうち、アライAAが出品者又は落札者に警告等をしても搬出されない車両がある場合、アライAAは、当該車両を他に処分できるものとし、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。

7. 第九章 車両代金等の決済 第43条(遅延損害金等)の変更

《現在》

第43条(遅延損害金等)

- 1 会員がアライAAに対して、有する債務の支払いを怠ったときは、日歩4銭の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 2 アライAAを主催する荒井商事株式会社と会員との間に中古自動車・中古二輪車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても本章の処理基準によるものとし、支払を怠った場合、前項の遅延損害金を基本とし、支払うものとします。



《変更後》

第43条(遅延損害金等・債権債務の相殺)

- 1 会員がアライAAに対して、有する債務の支払いを怠ったときは、日歩4銭の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 2 アライAAを主催する荒井商事株式会社と会員との間に中古自動車・中古二輪車以外の物品取引が生じた場合における代金決済についても本章の処理基準によるものとし、支払を怠った場合、前項の遅延損害金を基本とし、支払うものとします。
- 3 荒井商事株式会社が会員に対して債権を有し、アライオートオークション仙台株式会社が会員に対して債務を負担する場合において、債権を有し、または債務を負担する会社は、会員に対して相殺を主張することができるものとし、会員は当該相殺について予め承諾するものとする。アライオートオークション仙台株式会社が会員に対して債権を有し、荒井商事株式会社が会員に対して債務を負担する場合も同様とします。

8. 第十二章 紛争の処理 第50条(合意管轄)の変更

《現在》

第50条(合意管轄)

本規約に関して会員とアライAAを管理運営する荒井商事株式会社間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所は各会場の所在地を管轄する地方裁判所とします。



《変更後》

第50条(合意管轄)

本規約に関して会員とアライAAの間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所は各会場の所在地を管轄する地方裁判所とします。

9. 第十三章 規約の改訂 第51条(本規約の改訂)の変更

《現在》

第51条(本規約の改訂)

本規約の改訂は、アライAAがその運営上必要且つ相当であると合理的に認める場合、アライAAを運営、管理する荒井商事株式会社が改訂できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライAAの運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライAAのホームページ等にて行うものとします。



《変更後》

第51条(本規約の改訂)

本規約の改訂は、アライAAは、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約を改訂できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライAAの運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライAAのホームページ等にて行うものとします。

以上